

品質管理システム概要書(2013年10月1日現在)

監査事務所名 清友監査法人  
代表者名 中野 雄介

1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

当監査法人は、監査業務のあらゆる局面において監査業務の質が優先されるという考え方を基本とし、監査業務の品質管理に関する法人としての方針及び手続を整備し運用しております。

当監査法人の品質管理システムに関する最終的な責任は、包括代表社員が負っており、品質管理に関する諸制度の運用責任は、社員会において選定された品質管理責任者が担っております。また、これを担保するため、全社員をもって構成する社員会を概ね月1回開催し、必要な協議・検討並びに意思統一を図っております。

なお、当監査法人は、この品質管理のシステムの整備及び運用を行う場合、監査責任者以外の者が特定の監査業務の執行に不当な影響を及ぼすことのないよう留意しております。

<不正リスクへの対応>

不正リスクに関する品質管理の責任者は、品質管理責任者としております。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

(1) 職業倫理

当監査法人は、監査事務所及び専門要員が監査業務に係る職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めております。また、職業倫理に関する研修を、社員会及び職員研修時に随時行っております。

(2) 独立性

当監査法人は、監査法人自体、専門要員及び該当する場合は独立性の規定が適用されるその他の者の外観的・精神的独立性を確保するための方針及び手続を整備し、社員及び全職員に対し、年次確認手続を実施しております。また、社員及び職員の独立性の理解徹底のため、日本公認会計士協会が実施する倫理に関する研修会に積極的に参加するよう措置するほか、これを補足するために、適時に社員及び全職員に対し研修を行っております。

(3) ローテーションの方針及び手続

当監査法人は、業務執行社員等のローテーションについて、公認会計士法第34条の

11の3及び第34条の11の5第1項の規定等に準拠した方針及び手続を整備し運用しております。

### 3. 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

当監査法人は、監査契約等を新規に締結する場合には、当監査法人との利害関係の有無を調査するとともに、被監査会社等及び経営者の姿勢や経営環境を理解し、その他一定のリスク評価手続を経て法人内での適切な承認を得る制度を採用しております。

継続監査契約を更新する場合には、審査担当社員の承認を要する他、必要に応じて社員会で協議・検討を行っております。

なお、被監査会社等の主な株主、役員及び取引先等が反社会的勢力であることが判明した場合その他監査契約の締結を辞退する原因となるような情報を監査契約の締結後に入手した場合においては、監査契約の解除の必要性等に関して検討することとしております。

#### <不正リスクへの対応>

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続として、不正リスクを考慮して監査契約の締結及び更新に伴うリスクを評価し、リスクの程度に応じて監査チーム外の適切な者が当該評価の妥当性を検討することとしております。

### 4. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

当監査法人は、監査業務の質を合理的に確保するために必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた専門要員を十分に確保するため、各事務所における人員計画に基づいて専門要員の採用を行っております。

また、人材が最も重要な経営資源であるとの基本認識に立ち、研修内容の充実に努めております。概ね月1回の研修日を設け、倫理をはじめ公認会計士業務に必要な知識技能を身につけるよう研修を行っております。日本公認会計士協会の継続的専門研修制度に関しても、履修状況の徹底管理を行っております。

また、専門要員が能力を高め維持すること及び職業倫理(独立性を含む。)を遵守することを正當に評価し、十分にこれに報いるため、専門要員の評価に関する方針及び手続を定め、これに従い実施しております。

また、専門要員の選任に関しては、社員のローテーション及び業務の専門性・特殊性を考慮した監査チームの編成が行われるよう専門要員の選任に関する方針及び手続を定め、これに従い実施しております。

#### <不正リスクへの対応>

当監査法人は、専門要員が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、当監査法人内外の研修などを含め、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供しております。

## 5. 業務の実施

### (1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

当監査法人は、監査業務の質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準委員会報告書等に準拠し、研究報告等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を定めております。

また、監査マニュアル、監査支援ツール(監査手続、標準調書、業務管理ツール)等各種ツールを開発・整備して使用しております。

監査責任者は、監査チームのメンバーに対し適切な指示及び監督を行い、適時に監査調書を査閲し、必要と認める場合には、追加手続を支持するものとしております。

#### <不正リスクへの対応>

監査責任者は、不正リスクに適切に対応できるように、監査業務を監督し、監査調書を査閲する責任を負っております。

### (2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

当監査法人は、監査上の問題点について、審査担当社員との協議及び当監査法人本部の品質管理室への照会を基本とした専門的な見解の問合せを行う方針と手続を整備し運用しております。

#### <不正リスクへの対応>

当監査法人は、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ当監査法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問い合わせ、入手した見解を検討することとしており、監査責任者は、この手続きを適切に実施する責任を負っております。

### (3) 審査の方針及び手続

当監査法人は、すべての監査業務について被監査会社毎に適格性のある審査担当社員を指名し、業務に直接関与するメンバーとは独立した立場から客観的な目で業務にかかる審査を行うことにより、品質の確保に努めております。

さらに、金融商品取引法監査及び会社法監査については、概ね月1回開催される全国審査会がモニタリングを行い、より高い品質の確保に努めております。

#### <不正リスクへの対応>

不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合には、不正による重要な虚偽表示の疑義があるかどうかの判断を審査において評価する重要な事項に含めております。

審査担当社員は、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、修正後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて検討するものとしております。

不正による重要な虚偽表示の疑義がある場合、当監査法人は、これに対応する十分かつ適切な経験や職位や資格を有する審査担当社員を選任することとしております。また、不正による重要な虚偽表示の疑義の内容及び程度に応じて、必要な場合には、追加で審査担当社員を選任するか、全国審査会で審査を行うこととしております。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

当監査法人は、監査上の判断の相違について、審査制度の中で解決・決定しており、最終的には、全国審査会により解決することになります。

なお、監査報告書は、監査上の判断の相違が解決しない限り発行を禁止しております。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

当監査法人は、監査調書について、監査ファイルの最終的な整理、監査調書の管理、監査調書の保存、監査調書の所有権、監査調書の廃棄方法及び外部業者に委託した場合の対応に関する方針及び手続を整備し運用しております。

6. 品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

当監査法人は、品質管理のシステムに関する監視に関する方針及び手続を整備し運用しております。

<不正リスクへの対応>

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査業務における不正リスクへの対応状況について、監査契約の新規の締結及び更新、不正に関する教育・訓練、業務の実施、監査事務所間の引継に関する事項が当監査法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていること確かめることとしております。

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

当監査法人は、品質管理に関する方針及び手続の監視の結果不備が識別された場合には、その影響を評価し、業務執行社員並びに他の適切な者に伝達するとともに是正措置を講じております。

(3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当監査法人は、当監査法人内外からもたらされる情報に適切に対処するための制度と手続を整備し運用しております。

<不正リスクへの対応>

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、当監査法人内外からもたらされる情報を受け付け、関連する監査責任者へ適時に伝達するとと

もに、監査責任者は、監査チームが監査の実施において当該情報をどのように検討したかについて品質管理責任者に書面で報告することとしております。

#### 7. 監査事務所間の引継の方針及び手続

当監査法人は、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について、監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するために、監査基準委員会報告書900「監査人の交代」に準拠した方針及び手続を整備し運用しております。

##### <不正リスクへの対応>

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用となる監査業務に関して監査チームが実施した引継の状況について、品質管理責任者に報告することとしております。

#### 8. 共同監査の方針及び手続

当監査法人は、共同監査の監査業務の質を合理的に確保するための方針及び手続を整備し運用しております。

この方針及び手続には、他の監査事務所の品質管理システムが当該監査業務の質を合理的に確保するものであるかどうかを適時に相互に確認するための方針及び手続を含んでおります。

#### 9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続

合併等の組織再編はありません。

##### <不正リスクへの対応>

不正リスク対応基準に関する規定については、四半期レビューには準用しないものとしております。ただし、必要に応じて四半期レビューにおいても不正リスク対応基準に関する規定を準用するものとしております。

以 上

この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内容の正確性や妥当性を保証するものではない。